

香芝消防署非常用発電設備更新工事設計業務仕様書

第1 目的

この仕様書は、奈良県広域消防組合香芝消防署（以下「発注者」という。）が行う香芝消防署非常用発電設備更新工事設計業務（以下「本業務」という。）の委託について、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

1. 業務名

香芝消防署非常用発電設備更新工事設計業務

2. 施設概要

(1) 施設の名称 奈良県広域消防組合香芝消防署

(2) 施設の場所 奈良県香芝市本町 1462 番地

(3) 施設用途 事務所（消防署）、車庫

（平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二 第四号第 1 類（事務所）、第一号第 1 類（車庫））

3. 履行期間

契約締結日翌日から令和 9 年 1 月 31 日まで

※令和 8 年 7 月 31 日までに実施設計（案）及びこれに基づく予算要求用工事概算金額を示すこと。

4. 設計の概要等

(1) 施設の概要

ア 建築面積 1247.74 m²

延面積 2893.24 m²

イ 主要構造及び階数 RC 造 3 階建て

ウ 建築年月 平成 7 年 11 月（令和 3 年 3 月：2 階空調設備改修工事、令和 4 年 7 月 1 階食堂空調設備改修工事、令和 5 年 2 月：トイレ改修工事、令和 6 年 2 月：3 階空調設備改修工事、令和 7 年 11 月：3 階一部改修工事）

(2) 改修工事の条件

ア 工事費（直接工事費） 約 3,850 万円（税抜）

イ 改修予定工期 令和 9 年 8 月～令和 10 年 2 月 28 日まで

(3) 設計業務内容

既存非常用発電設備更新工事一式

ア 電気設備工事

(ア) 非常用発電設備回路（G回路）の負荷の見直し及び負荷容量の計算

(イ) (ア) の結果に基づき、非常用発電設備にかかる次の検討。

- ・非常用発電設備の定格出力及び機器の選定
- ・非常用発電設備、防振架台及び接続配線等

※既存機器：QSDE-180C（装置製造者：㈱日立製作所）

(ウ) 工事期間中の停電対策等の工事計画書の作成

(エ) 既存設備のうち、現在不使用となっているもので、撤去可能な機器配線及び配管等については可能な限り撤去するものとする。

第3 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設計業務委託共通仕様書」（最新版）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 改修工事実施設計

香芝消防署庁舎の現地調査を行い、下記の成果物及び仮設計画に関する図書を作成する。

ア 電気・機械設備実施設計に関する標準業務

香芝消防署庁舎の電気設備（動力・電灯）、機械設備（空気調和・給排水衛生等）の各既存設備状況について、既存図面との照合をしつつ庁舎全域の現地調査を行い、電気設備及び機械設備の現況図面・改修図面を作成する。

イ 建築基準法及び消防法等関係法令上の確認並びに既存施設の不適格部分の有無と改修計画との整合を図ること。

ウ 概算工事費の調整・算出及び最終の工事費内訳書の積算、作成に当たっては、発注者と調整した上で、作成を行う。

エ アスベスト、PCB 等有害物質の含有調査及び報告書の作成は、建築工事・電気設備工事、機械設備工事に係るすべての部位とし、含有が確認された場合または疑義がある場合は設計図書に明示すること。

オ 概略工事工程表の作成

カ 停電、断水等を行う工事については、発注者の消防機能への影響を最小限となるよう工事計画及び仮設計画を立案すること。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(2) 適用基準等

本業務は国土交通省が作成・監修した技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を

実施しなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

- ア 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、奈良県広域消防組合発注の建築設計業務実績及び手持ち業務の状況
- イ 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、奈良県広域消防組合発注の建築設計業務実績及び手持ち業務の状況
- ウ 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数
- エ 協力者がある場合は、協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- オ 建築、構造、電気設備、機械設備以外に分担業務分野がある場合は、その分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、当該分野における業務の実績及び手持ち業務の状況

(4) 管理技術者の資格要件

管理技術者は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士とする。なお、入札参加資格の確認日を基準として 3 カ月以上の雇用関係（代表者可）にあること

(5) 資料の貸与及び返却

- ア 貸与
 - ・平成 7 年新築工事の図面（香芝・広陵消防組合消防本部香芝消防署建設工事施工図及び竣工図）
 - ・令和 2 年香芝消防署 2 空調設備改修工事の竣工図（図面及び jw-cad データ）
 - ・令和 4 年香芝消防署 1 階食堂空調設備改修工事の完成図書（図面及び jw-cad データ）
 - ・令和 5 年香芝消防署トイレ改修工事の竣工図（図面及び jw-cad データ）
 - ・令和 6 年香芝消防署 3 階空調設備改修工事の竣工図（図面）
 - ・令和 7 年香芝消防署 3 階一部改修工事の完成図（図面及び jw-cad データ）
 - ・基本図面（配置図、平面図、立面図） jw-cad データ
- イ 返却 貸与物の返却は、成果物納入期限までの間とする。なお、発注者の都合において、発注者の指示により別途返却を指示することがある。

(6) 打合せ及び記録

- ア 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と発注者は常に緊密な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度 受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- イ 設計業務着手時及び発注者または受注者が必要と認める時期において、管理技術

者と発注者は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

ウ 設計条件を整理し、法令及び電気、水道、下水、ガスの実施設計に必要な範囲で関係機関と打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(7) その他、業務の履行に係る条件等

ア 成果品の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該工事に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

イ 図表等の著作権等

業務執行の過程で得られた図表等の著作権等、一切の知的所有権は発注者に帰属するものとする。

ウ 履行期間後の対応

履行期間後においても、成果品について誤りや不備があった場合は、受注者は速やかに対応し修正を行うものとする。

エ 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

(ア) 写真は、奈良県広域消防組合が行う事務並びに広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

(イ) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

a. 写真を公表すること

b. 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること

オ 質問回答書の作成

成果品の引渡後といえども、当該設計図書に関する質問・疑義等が生じたときは、発注者と協議し、受注者は原則として無償により質問等に対する回答書を作成する。

3. 成果品

成果品は下記の一覧表のとおりとする。

実施設計業務に伴う提出書類一覧						
提出書類	サイズ	正本	副本	提出形式	製本形態	適用
設計図	A 2	1部	2部	製本	二つ折	電子データ共 ※CD-R等にて 提出(10枚)
工事費概算書	A 4	1部		ファイル		

工事（電気）積算数量算出書 ・各種計算書 ・各種集計表 ・積算数量調書（工事内訳書）	A 4	1 部		ファイル		電子データ共 （Excel 形式） CD - R 等に提出
代価表	A 4	1 部		ファイル		電子データ共 （Excel 形式） CD - R 等に提出
見積書等関係資料	A 4	1 部		ファイル		電子データ共
アスベスト、PCB 等有害物質の含有調査報告書	A 4	1 部	1 部	ファイル		電子データ共
関係法令チェックリスト 打合せ記録簿	A 4	1 部		ファイル		電子データ共

成果品の提出場所は香芝消防署総務課とする。

4. その他の留意事項

(1) 工事費概算書の作成

実施設計における工事費概算書の作成については、工事種別ごとの概数を算出し、建設物価、積算資料等の活用、見積書の徴収等により積算するものとし「Microsoft Excel for Windows（サポート期間中のもの）」で使用できる形式を用いるものとする。

(2) 積算数量調書（工事費内訳書）の作成

実施設計における積算数量調書（工事費内訳書）の作成についても、建設物価、積算資料等の活用、見積書の徴収等により積算するものとし、「Microsoft Excel for Windows（サポート期間中のもの）」で使用できる形式を用いるものとする。なお、見積の必要なものについては、発注者の指示等により入力するものとする。

(3) 設計図書及び計算書

- ア 設計図の用紙は、原則として白用紙（A2 判）とする。
- イ 設計図は、原則として二つ折り製本（文字入り）とする。
- ウ 計算書の用紙は、原則として A4 判としファイリングすること。
- エ 図面データは jw-cad と PDF で提出のこと。

(4) 関係法令等手続き

関係法令等手続きにより図面の修正が生じた場合は、図面の修正を行うこと。

5. 業務の完了

成果品の提出時に発注者が行なう完了検査に合格することをもって業務の完了とす

る。

6. 支払い条件

業務完了後、受注者の適法な請求を受理した日から 30 日以内に発注者が受注者の指定する口座へ振り込むものとする。

7. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項で本業務において疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議し決定するものとする。
- (2) 契約後、受注者は速やかに見積明細書を提出すること。
- (3) 見積金額には、本業務にかかる全ての費用（現地調査に関わる費用を含む。）を含めるものとする。